

市川市一般職の職員の給与に関する条例（抜粋）

昭和 26 年 6 月 23 日条例第 22 号

（給料表）

第 3 条 給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般給料表（別表第 1） 再任用の 7 級職員 374,800 円
- (2) 技能労務職給料表（別表第 2）

（地域手当）

第 10 条の 2 職員（規則で定める職員を除く。）に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

$$(374,800\text{円} + 47,000\text{円}) \times \frac{12}{100} = 50,616\text{円}$$

（通勤手当）

第 11 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、自転車その他の交通用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員のうち、1 箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- ア 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円
- イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円

ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理職手当)

第23条の3 管理職手当は、**管理又は監督の地位にある職員で、規則で定めるもの**について、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の額は、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内において**規則で定める額**とする。

└─▶ 再任用の課長 47,000円

(特定の職員についての適用除外)

第23条の5 第14条、第20条及び第21条の規定は、第23条の3第1項に規定する職員には適用しない。

2 第9条、第10条及び第10条の3の規定は、**再任用職員**、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第30号）第4条の規定により採用された職員**には適用しない。**

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の2の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第24条の2の2においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項に規定する基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料の月額

（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して規則で定める職員にあつては、その額に給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に100分の126.25を乗じて得た額に、それぞれの日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の85
4 箇月以上 5 箇月未満	100分の70
3 箇月以上 4 箇月未満	100分の55
2 箇月以上 3 箇月未満	100分の40
1 箇月以上 2 箇月未満	100分の25
1 箇月未満	100分の10

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第24条の2の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める者を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項に規定する基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第24条第2項に規定する規則で定める職員にあつては、その額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に市長の定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（第24条第2項に規定する規則で定める職員にあつては、その額に、それぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて規則で定め

る割合を乗じて得た額を加算した額)に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第24条第2項に規定する規則で定める職員にあつては、その額に、それぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に100分の51.25を乗じて得た額の総額

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第24条の2の3第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第24条の2の3第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第24条の2の3第1項に規定する別に市長が定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条関係)

一般給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		

	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400		
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700		
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900		
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100		
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			

	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	305, 800	355, 700						
	87	266, 500	306, 100	356, 100						
	88	266, 800	306, 400	356, 500						
	89	267, 100	306, 700	356, 700						
	90	267, 400	307, 000	357, 100						
	91	267, 700	307, 300	357, 500						
	92	268, 000	307, 600	357, 900						
	93	268, 300	307, 800	358, 100						

	94		308, 000	358, 400						
	95		308, 300	358, 800						
	96		308, 700	359, 100						
	97		308, 900	359, 400						
	98		309, 200	359, 800						
	99		309, 500	360, 200						
	100		309, 900	360, 600						
	101		310, 100	361, 100						
	102		310, 400	361, 500						
	103		310, 700	361, 900						
	104		311, 000	362, 300						
	105		311, 200	362, 800						
	106		311, 500	363, 200						
	107		311, 800	363, 500						
	108		312, 100	363, 800						
	109		312, 300	364, 200						
	110		312, 600							
	111		313, 000							
	112		313, 300							
	113		313, 500							
	114		313, 700							
	115		314, 000							
	116		314, 400							
	117		314, 600							
	118		314, 800							
	119		315, 100							
	120		315, 400							
	121		315, 700							
	122		315, 900							
	123		316, 200							
	124		316, 500							
	125		316, 800							
再任用職員		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200	462, 400

備考 この表は、技能労務職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。